

## 別添

規則等の名称	徳島県暴力団排除条例施行規則（平成23年徳島県公安委員会規則第1号）
根拠法令	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律
趣旨	上記根拠法令が本年5月21日に施行されることに伴い、これに関連し、徳島県公安委員会規則の改正を行った。
概要	徳島県暴力団排除条例施行規則は、同条例において、暴力団との関係を解消するように勧告を行った者が、その後に違反し、公表対象者となった場合、その者に意見陳述書により意見陳述する機会を与えるが、所在が判明しない場合、同通知を公安委員会の掲示板に掲示することによって、送達したこととみなすことができる規定があるところ、公示方法についてインターネットによる公示が追加されたことから、ホームページにも掲載することを加えて、改正を図るもの。
施行日	令和8年5月21日
県民意見等を募集しなかった理由	改正に際して警察庁等がパブリックコメントを実施しており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地はなく、募集を行う意味がないため。
その他参考事項	